

「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知活動

(資料5)

- 国内では、「ビジネスと人権」に対する認識が未だ必ずしも広く浸透していないことを踏まえ、関係府省庁が協力し、行動計画を着実に実施しつつ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や、啓発活動を実施。具体的な取組の一例は以下のとおり。

1. 各省庁のホームページ・広報資料の発信、行動計画配架等における周知

- 「ビジネスと人権」に関するポータルサイトの設置。行動計画、関連パンフレットの配布。広報動画の発信（外務省）。各省庁のホームページにおける周知（法務省、農水省、経産省）
- 本省、地方局、政府関係機関、地方自治体等での行動計画の配架等（法務省、財務省、外務省、厚労省、国交省）
- 「ビジネスと人権」をテーマとする企業に対する研修教材の作成（法務省）

2. 国際会議や国内関連セミナー等での発信

- 国際会議：国連ビジネスと人権フォーラムハイレベル政府パネル、在タイ日本国大使館及びタイ法務省共催オンラインセミナー（外務省）
- SDGsの進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）において、行動計画の成立背景、内容を報告（外務省）
- 国内関連セミナー等：法務省・政府広報室共催シンポジウム「『ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～』in茨城」、関連ステークホルダー・国際機関等開催セミナー（法務省、外務省、厚労省）

3. 業界団体等を通じた、企業への周知活動を実施

- 各省庁において、関連業界団体に行動計画を周知（金融庁、消費者庁、総務省、財務省、厚労省、農水省、経産省、国交省、防衛省）

周知先例：農業関係団体、食品製造関係団体、食品流通関係団体、林業関係団体、水産関係団体、医療関係団体、医薬品関連団体、生活衛生団体、関税団体、酒類業団体、たばこ・塩関係団体、政策金融団体、金融業界団体、消費者関連団体、電気・電気通信関連団体、放送関連団体、建設業者団体、住宅関連団体、交通関連団体、防衛装備関連団体、観光関連団体等